

## 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関係）

### ○届出対象行為

景観計画区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為の種類と規模は以下のとおりです。

行為の種類		届出を要する規模		
		一般地区（全市）	景観重点整備地区	
(1)	建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が1,000㎡を超えるもの	建築確認申請を要するもの	
(2)	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該変更に係る部分の面積の合計が400㎡を超えるもの	変更に係る面積が400㎡を超えるもの、又は屋根・壁面の各2分の1を超えるもの	
(3)	工作物（プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」）	当該行為に係る高さ13mを超えるもの、又は築造面積の合計が1,000㎡を超えるもの	建築確認申請を要するもの	
(4)	電気供給施設等の建設等	当該行為に係る高さ20mを超えるもの	高さ8mを超えるもの	
(5)	太陽光発電施設※の建設等	当該行為に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計が500㎡を超えるもの	当該行為に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計が500㎡を超えるもの	
(6)	(3)(4)(5)以外の工作物の建設等	ア 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	当該行為に係る部分の高さが3mを超え、かつ長さが30mを超えるもの	当該行為に係る部分の高さが1.5mを超えるもの
		イ 屋外広告物その他これらに類するものの建設等	当該行為に係る部分の高さが4mを超えるもの、又は、当該行為の表示面積が25㎡（当該行為に係る部分の位置の高さが13mを超えている場合は15㎡）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが13mを超えるもの	当該行為に係る部分の高さが3mを超えるもの、又は、当該行為の表示面積が10㎡（当該行為に係る部分の位置の高さが8mを超えている場合は5㎡）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが8mを超えるもの
		ウ ア及びイに掲げる工作物以外の工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの	建築確認申請を要するもの
(7)	開発行為	当該行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は生じる法面・擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの	当該行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの、又は生ずる法面・擁壁の高さが1.5mかつ長さが30mを超えるもの	
(8)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの、又は生じる法面の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの	当該行為に係る土地の面積が300㎡を超えるもの、又は生ずる法面の高さが1.5mかつ長さが30mを超えるもの	
(9)	屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	当該行為に係る部分の高さが3mを超えるもの、又は、その用に供される土地の面積が1,000㎡を超えるもの	当該行為に係る部分の高さが1.5mを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が100㎡を超えるもの	

※一団の土地又は水面に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。